

## 道の駅整備推進有識者会議要綱

## (設置)

第1条 本市が進める道の駅整備推進事業に関し基本計画の策定及び基本設計の実施に当たり、広く意見を聴くため、道の駅整備推進有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 道の駅の基本計画の策定及び基本設計の実施に関すること
- (2) その他道の駅の整備に関し必要な事項に関すること

## (組織)

第3条 有識者会議の委員は、次に掲げる団体等から推薦を受けた者とする。

- (1) 茅ヶ崎商工会議所
- (2) 一般社団法人茅ヶ崎市観光協会
- (3) さがみ農業協同組合
- (4) 茅ヶ崎漁業協同組合
- (5) 公益社団法人茅ヶ崎青年会議所
- (6) 湘南地区自治会連合会
- (7) 柳島生産組合
- (8) 柳島向河原土地対策委員会
- (9) 神奈川県藤沢土木事務所
- (10) 神奈川県警察茅ヶ崎警察署

2 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

## (会議)

第4条 有識者会議の会議は、市長が招集する。

2 有識者会議の会議は、委員以外に進行役を置くことができる。

## (意見の聴取等)

第5条 有識者会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、經濟部産業振興課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。